

## まとめ

---

独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部障害学生支援課

監修：障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議議長

日本学生支援機構 客員研究員(筑波大学 講師)

名川 勝

日本学生支援機構では、平成 17 年度より開始した「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」(以下、実態調査)について、平成 26 年度に、初めてこれまでの調査結果を経年で整理・分析し、結果を公表した。本報告書は、これに続く平成 27 年度における整理・分析結果を報告するものである。

「はじめに」でも記載したとおり、平成 28 年 4 月に障害者差別解消法の合理的配慮規定等が施行され、各大学等の障害学生支援は法に基づいた適切な対応を求められることとなった。文部科学省は、法整備に先駆け、「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」を策定し、大学等における障害学生の範囲、合理的配慮の定義、取り組むべき課題等を明らかにしている。これに基づき、日本学生支援機構は、全国障害学生支援セミナーの一環として体制整備支援セミナーを実施する等、各大学等における体制構築への支援に努めてきた。

こうした中、本報告の分析対象最終年度にあたる平成 27 年度調査は、障害者差別解消法施行以前の最後の調査であり、各大学等における障害学生の現状、体制整備の進捗状況や取り組むべき課題等について、注目すべき資料の作成、提供の機会になったと考えている。

本分析にあたっては、平成 26 年度分析同様に「障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議」を設置し、前年度委員の方々に引き続きご協力を賜り、当機構の研究員が取りまとめにあたった。平成 26 年度分析において把握した、平成 17 年度以降の障害学生支援の状況を踏まえながら、「支援体制の構築について(第 1 章)」「支援の水準について(第 2 章)」「発達障害学生支援の課題(第 3 章)」「障害学生支援の経年推移(第 4 章)」「自由記述に見る障害学生支援の課題(第 5 章)」の 5 つのテーマを中心に、数値の経年変化や自由記述のテキスト分析等を行なったほか、個別の大学等における体制の構築や支援の状況の参考とするため、学校規模、設置形態、支援体制等の異なる 13 の大学等のご協力を得て訪問調査を実施し、各章における分析の参考とさせていただいた。

訪問調査を通じて見えてきた支援体制には、総合支援センター内に位置付けられた専門委員会が主体となって障害学生支援を実施している「総合型」、専門部署・機関が主として障害学生支援を担当している「専門型」、障害学生支援担当部署と他の部署が連携して障害学生支援を進める「連携型」、学内の各学部やキャンパスがそれぞれ独自に障害学生支援を実施する「独立型」の大きく4つがあり、また「連携型」における連携のあり方も、学生支援部署が主体となり他部署と連携する「統括支援型」、学内各部署の障害学生支援担当者が連携して支援を行なう「プロジェクトチーム型」、個々の障害学生のニーズに応じて各部署から選出された支援チームを設置する「時限プロジェクト型」など様々だった。各大学等が今後、体制を整備していくにあたって、それぞれの規模や学内組織の構成等に合わせ、自校においてはどのような体制がより良く機能するかの参考としていただければ幸いである。

個別の分析結果については各章を参照いただき、ここでは平成 26 年度分析との相違や留意される点などに触れる。

全体的な支援のあり方については第 1 章、第 2 章に示した。平成 26 年度分析では、全体的な傾向に加えて、学校種や障害学生数による相違に着眼点をおいたが、本分析においては、設置形態(国立、公立、私立)や学校規模(全体の学生数)による相違に着目した。支援体制の整備においては、障害学生支援に関する委員会や支援担当部署・機関の設置数は全体的に増加傾向にあるが、その整備状況を設置形態や学校規模でみると、設置形態別には国立大学が、学校規模別には大規模校が、圧倒的優位にある。しかし、大学等全体(1,185校)の 51.8%(614校)は学生数 1,000 人未満の学校であり、こうした小規模校における支援体制の整備は今後の課題である。

支援の水準という視点においても、小規模校は障害学生の把握や関連部署との連携、学生との合意形成等において、学生と教職員の距離が近く小回りが利く等のメリットもあるが、専門的リソースとの連携等に課題があり、大規模校は関連部署との連携や学部間の温度差等に課題がある現状が見えてきた。

障害学生数、障害学生在籍学校数等の実態については第 4 章に示しているが、平成 26 年度調査においては、障害学生数の障害種別の内訳のうち最も多い障害種が「その他」3,144 人となった。障害学生数は平成 17 年度以降すべての障害種で増加しているが、中でも「その他」「発達障害」「病弱・虚弱」の増加は顕著であり、「その他」の 89.9%を占めるのは「精神疾患・精神障害」に相当する学生である。また「発達障害」や「その他」の学生については、卒業率(卒業生数/最高年次学生数)の低迷も、今後の修学支援、進路指導、就職支援等の課題となってくると思われる。

発達障害学生への支援については第 3 章に示しているが、近年、発達障害学生への授業支援が増加傾向にある。これまで相談、治療、訓練といった授業以外の支援が主体となってきた発達障害学生支援が、今後は障害学生支援の枠組みでの、授業や試験における合理的配慮提供の部分で増加していくことが予想される。また、大学等が挙げる発

達障害学生支援の課題の中では、学生の修学上の困難が発達障害によるものかどうかの把握、支援体制や部署間の連携、就職支援などが多くを占めている。第3章では発達障害学生への具体的な支援内容や工夫についても触れられているので参照いただきたい。

また、本分析では、修学支援と進路・就労・キャリア教育の課題に関する自由記述テキストを分析し、第5章に示した。修学支援の課題を支援体制の整備状況別にみると、専門委員会や専門部署が設置されている大学等では合理的配慮の考え方や支援学生の確保や養成システムの構築・改善が中心的な課題となっている。他の委員会や部署が対応している大学等では申し出に頼る把握方法と個人情報の扱い方や、支援に必要な人材の不足が中心的な課題である。また、対応する窓口や検討する委員会が未整備な大学等では全学的な支援体制構築と専門部署の必要性やバリアフリー化の必要性と困難さ、教職員の理解向上のための研修の必要性などが課題として挙げられていた。

以上、本分析の各章について簡単に振り返り、今後の課題について触れた。各大学等における今後の障害学生支援の参考としていただければ幸いである。